4　署名者

日　本　側　藤田順三在ウガンダ大使

ウガンダ側　マリア・キワヌカ財務・計画・経済開発大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十三号

平成二十六年十二月一日にコナクリで、コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

○文化庁告示第四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体としてみやこ町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月十七日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
永沼家住宅一棟（福岡県京都郡犀川町）	一棟	昭和五十二年一月二十八日文部省告示第二号	永沼　昌弘	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄一一五一番地八	福岡県京都郡みやこ町犀川帆柱七二一番地

1　援助の目的及び内容　コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中野直継在ギニア大使

ギニア側　クウトウブ・ムスタファ・サノ国際協力大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百七十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成二十六年厚生労働省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

平成二十七年	年八・二三パーセント

○厚生労働省告示第四百七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成二十六年厚生労働省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十六年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年十一・九八パーセント

○農林水産省告示第千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　保安林の所在場所　北海道日高郡新ひだか町静内真歌四二の五地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　北海道稚内市宗谷岬四八七地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ五五四地先・五五三の三・八九四の六・字ウエントマリ一九六の三（以上一筆地先三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　雪崩の危険の防止

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに稚内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大良四二字小谷奥五の一、六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上野四二〇、四二一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）